

## 国土審議会第4回豪雪地帯対策分科会

平成24年6月19日（火）

【西村分科会長】 お待たせしました。それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

国土審議会豪雪地帯対策分科会の委員及び特別委員総数17名のうち、定足数である半数以上のご出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第4回豪雪地帯対策分科会を開催いたします。

それでは、会議の冒頭につき、本日の会議の公開と、国土審議会に関する手続につきまして、申し述べます。

国土審議会運営規則第5条第1項の規定により、会議は原則として公開することとし、同運営規則第7条第5項の規定により、分科会にも準用することとされております。したがって、本日の分科会でも会議・議事録ともに原則公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

それでは、委員等の紹介について、事務局よりお願いしたいと思います。

【山本地方振興課長】 当分科会の事務局を担当しております、国土交通省国土政策局地方振興課長の山本でございます。ご出席の皆様をご紹介させていただきます。

分科会長の西村幸夫委員でございます。

【西村分科会長】 よろしく申し上げます。

【山本地方振興課長】 衆議院からご指名いただいた委員として、菊田真紀子特別委員でございます。

【菊田委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 長島忠美特別委員でございます。

【長島委員】 こんにちは。よろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 地方公共団体からの委員として、泉田裕彦特別委員でございます。

【泉田委員】 泉田でございます。よろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 学識経験者の委員として、五十嵐由利子特別委員でございます。

【五十嵐（由）委員】 五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 北村真夕美特別委員でございます。

【北村委員】 青森の北村でございます。よろしく願いいたします。

【山本地方振興課長】 木村一裕特別委員でございます。

【木村委員】 木村でございます。よろしく願いいたします。

【山本地方振興課長】 對馬勝年特別委員でございます。

【對馬委員】 對馬です。よろしく願いいたします。

【山本地方振興課長】 沼野夏生特別委員でございます。

【沼野委員】 沼野です。よろしく願いいたします。

【山本地方振興課長】 なお、岸宏一特別委員、梶原康弘特別委員におかれましては、遅れて出席するとのことでございます。また、若泉征三特別委員は、財務大臣政務官兼復興大臣政務官に就任されましたために、特別委員の辞任届が提出されております。また、横山北斗特別委員、風間直樹特別委員、舟山康江特別委員、高橋幹夫特別委員、五十嵐忠悦特別委員は、ご都合によりご欠席との連絡をいただいております。

以上、当分科会の委員及び特別委員の皆様をご紹介いたしました。

次に、国土交通省からの出席者でございますが、渡辺国土政策局総務課長でございます。

【渡辺総務課長】 渡辺でございます。よろしく願いいたします。

【山本地方振興課長】 なお、吉田国土交通副大臣、小島国土政策局長、豪雪地帯担当の小林審議官は、国会の委員会に現在出席しておりますために、遅れて参る予定でございます。そのほか、本分科会の幹事であります関係省庁からも出席をいただいております。

以上でございます。

【西村分科会長】 ありがとうございます。今のご説明にもありましたように、吉田副大臣は現在、国会に出席しておられますので、お見えになりましたら、ごあいさつをいただくことにしたいと思います。

議事に入る前に、事務局より資料の確認をお願いしたいと思います。

【山本地方振興課長】 それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第、座席表のほか、資料が1から4まで、参考資料は1と2を配付しております。

【西村分科会長】 それでは、本日の議題の豪雪地帯対策基本計画の見直しについてにらせていただきます。事務局から、ご説明をお願いしたいと思います。

【山本地方振興課長】 それでは、資料を一括してご説明させていただきます。

まず、資料1で本年3月に議員立法により行われました豪雪地帯対策特別措置法改正の

内容をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。下の枠の中に、改正の概要が書いてございます。特例措置の期限延長につきましては、基幹的な市町村道の改築の道府県代行及び公立小中学校の分校等の新築・改築の国の負担割合のかさ上げという2 つにつきまして、10 年間延長されました。また、新たに3 つの規定が加えられておりまして、1 つは、建設業団体など、その他非営利団体との連携・協力体制の整備など、地域における除排雪の体制整備を促進するよう、適切に配慮するという規定でございます。もう1 つは、空き家の除排雪などの管理が適切に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるという規定でございます。3 つ目は、雪冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備などの取り組みが促進されるよう、適切に配慮するという規定でございます。

2 ページは改正法の骨子、それから、3 ページから14 ページまでは改正された豪雪法の全文をお付けしております。また、今回の法改正の国会審議におきまして、決議が行われております。15 ページが衆議院の災害対策特別委員会の決議、16 ページから17 ページは参議院の災害対策特別委員会での法改正に対する附帯決議でございます。豪雪地帯対策についての支援措置の拡充などを求める内容となっております。

資料2 でございます。平成22 年度と平成23 年度の大雪被害の概況と課題でございます。

4 ページをご覧ください。概況をまとめたものでございまして、上にありますように、22 年度、23 年度ともに、雪害による死者が130 名以上と、2 年続けての大きな被害になりまして、主な課題として4 つほど浮かび上がったところでございます。以下、それらの課題につきまして、整理をいたしております。

6 ページをご覧ください。被害の総括表でございます。黒字が22 年度、赤字が23 年度でございます。両年ともに死者の3 分の2 を65 歳以上の高齢者が、また4 分の3 を除雪作業中の事故が占めております。高齢の方が屋根の雪おろしなどの除雪作業をしている際の被害が多いということがわかるわけでございます。7 ページにグラフがございますが、これは死者数の推移でございます。平均いたしますと年間約40 名ぐらいですが、ここ2 年はそれを大きく超え、2 年続けて100 名を超えるということになっておりまして、これはこれまでないことでございました。

8 ページは、除雪作業の事故などを報じる報道記事でございます。

次は、空き家の除雪関係です。10 ページでございますが、22 年度の冬期に豪雪地帯

の市町村にアンケートをした結果でございます。豪雪地帯の約3割、特別豪雪地帯の約5割の市町村で、空き家の除雪の問題が発生しているという回答がございました。空き家の倒壊や落雪による危険性の高まりについての指摘が多かったところでございます。また、空き家に関する事故は倒壊や落雪による物損事故が多数でございますが、人身事故も発生をしているところでございます。11ページは、その記事等でございます。

次に、除雪の担い手の減少関係でございます。13ページでございますが、除雪の有力な担い手である建設業者の数が、平成14年からの10年間で約12%減少したところでございます。そして、豪雪地帯では、豪雪地帯ではないところと比べて、減少率が大きくなっているところでございます。また、建設業者が除雪車などの除雪機械を保有していくことが困難になっておりまして、自治体が独自に保有をしたり、あるいはリースによって確保をしたりしているという例が増加しているようでございます。

次に、14ページでございますが、群馬県の建設業協会が会員企業に今後の除雪体制の維持の見通しについてアンケートをした結果でございます。現在の状況が継続すると仮定した場合には、9割以上の建設業者さんが今後3年の間に現状の除雪体制の維持が困難になってしまうという認識でいる、というような結果になっております。また、右の記事にございますように、豪雪地帯の地方公共団体では、共助による地域除雪を前提としながらも、高齢者世帯に対する公助による除雪支援を強化するといった動きが広がっているところでございます。

次は、大雪時の道路交通関係でございます。16ページでございますが、これは22年の年末から年始にかけての大雪で、鳥取県や島根県、また福島県の国道などで多数の車が立ち往生した、大規模な交通障害の発生の記事でございます。23年度につきましても、17ページのように、これは1月から2月でございましたが、北海道岩見沢市、あるいは青森県横浜町などの国道で、やはり大規模な交通障害が発生したところであります。18ページに整理してありますように、こういった道路交通の障害は、冬用のタイヤやチェーンなどの装備が不十分な大型車が立ち往生し、引き続いて流入してくる車がそれに巻き込まれて、除雪や車の排除に長時間かかるというケースが多くなっているところでございます。

資料2は以上でございまして、ここまで、豪雪法の改正の内容、それから、22年度、23年度の大雪の課題をご説明いたしました。事務局といたしましては、これらを踏まえて、豪雪地帯対策基本計画の見直しが必要ではないかと考えているところでございます。

豪雪地帯対策基本計画につきまして、まず簡単にご説明をいたします。参考資料1をご覧ください。

豪雪地帯対策基本計画は、1ページの上を書いてありますように、豪雪地帯対策特別措置法第3条の規定に基づきまして、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪によって劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となるべき計画として、主務大臣が決定し、あるいは変更するということになっております。そして、その決定や変更に当たりましては、関係行政機関の長に協議し、関係道府県の知事と国土審議会に意見を聴いた上で、閣議決定をして行うということにされてございます。1ページの下の方に書いてございますように、現在の第5次豪雪地帯対策基本計画におきましては、5つの重点を設定しております。2ページをご覧くださいまして、太い枠で囲ってありますのが5つの重点でございますが、その柱ごとに各府省においてさまざまな豪雪地帯対策の施策を実施しているということでございます。

参考資料2につきましては、現行の基本計画の本文でございます。

それでは、資料3によりまして、豪雪地帯対策基本計画の主な見直し事項の案などにつきまして、ご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。今回の主な見直し事項としては、ここにお示ししてありますように、4点あるのではないかと考えております。上から3つにつきましては、今回の豪雪法の改正で新たに加えられた規定に関する事項でございます。それから4点目は、冬期道路交通の確保でございますが、平成22、23年度の大雪時の国道の問題等を踏まえたものでございます。

3ページでございますが、ただいまの4つの事項について、現在の基本計画ではどのように記述されているかというものを抜き出したものでございます。空き家の管理の確保に関しましては、記述がございませんので、新たに盛り込んでいくことが必要ではないかと考えているところでございます。それ以外の3点につきましては、それぞれ記述がございしますが、現在の状況や国の取り組みなどを踏まえまして、記述の追加や修正を検討していくことが必要であると考えております。

以下、4つの見直し事項ごとにご説明をいたします。

まず、除排雪の体制の整備についてでございますが、6ページをご覧ください。豪雪地帯では、高齢化・過疎化が進んでおりまして、みずから除雪作業を行うことが困難な世帯が多くなっております。このため、自治会の地域コミュニティにおきまして住民が助け

合って雪処理を行う共助による地域除雪の必要性が高まっております。また、除雪作業のボランティアなど、地域外からの担い手の受け入れについても、積極的に取り組むことが必要となっております。

7ページは、共助による地域除雪の実施状況について調べた結果でございます。豪雪地帯の市町村の中で、共助による地域除雪を実施している地区があるという市町村は、約5割でございます。特別豪雪地帯の市町村につきましては、約6割となっております。具体的な共助の地域除雪の作業の内容といたしましては、除雪された道路から玄関先までの除雪、あるいは生活道路・歩道・通学路の除雪といったところが多いところがございますが、屋根の雪おろしなども共助でやっているというところも2割弱ほどございました。

8ページからは、共助による地域除雪の取り組み事例をご紹介します。8ページは、山形県朝日町の取り組みでございます。町の行政区単位で地区住民が高齢者宅などの要支援世帯の除雪を実施しております。これに対して町が行政区に交付金を支給しております。共助と公助を組み合わせた地域除雪の取り組みになっております。

9ページは、NPOの中越防災フロンティアが実施されている「越後雪かき道場」でございます。都市部などの若者が豪雪地帯で地元のベテランの方から安全な除雪の知識や技術を学ぶという取り組みでございます。平成18年の豪雪を機に始まって、以降、毎年開催されております。

10ページでございますが、山形県尾花沢市の宮沢地区での取り組みでございます。これは、地域住民が共助により地域一斉除雪を毎年実施しておりますほか、地区の中学生が高齢者宅の除雪ボランティアをするというような取り組み、また、仙台市の町内会と協定を結んで、冬期に除雪の支援も含めた交流活動などを実施するというようなこともやっておられます。

それから、11ページでございますが、積雪期に必要な建設業者や除雪ボランティアといった雪処理の担い手を遅滞なく確保をしていくというための新潟県の取り組みでございます。降積雪の状況に応じて業者やボランティアの確保をまず市町村の中で調整をし、それで足りない場合には県の振興局単位で調整をし、それでも足りない場合は県全域で調整をするという、段階的な調整のスキームをつくっておられます。22年度の大雪時に担い手が不足したことを踏まえて23年度から運用されていると、伺っているところでございます。

12ページからは、国の取り組みをお示ししております。12ページは、安全で効率的

な雪処理の方策をまとめました、共助による地域除雪のマニュアルを国交省で作成いたしました、豪雪地帯の地方公共団体にお配りをいたしております。平成18年豪雪の後に作成したものでございますが、各地でさまざまな先進的な取り組みが増加していることなどを踏まえまして、今年度、マニュアルの改訂を行う予定にいたしております。

また、13ページでございますが、共助や公助による地域除雪のさまざまな取り組みの事例集を今年3月に作成いたしまして、これも豪雪地帯の地方公共団体にお送りするとともに、国交省、内閣府などのホームページにも載せているところでございます。

それから、14ページでございますが、安全な除雪作業を行うための注意点などをまとめた啓発用のチラシでございます、雪害による死傷事故の分析などを踏まえまして、国交省と内閣府でつくったものでございます。地方公共団体の方が町の広報誌などに自由にお使いいただけるようなデータの形にして、提供をしているところでございます。

それから、15ページでございますが、これは建設業者の除雪の体制を持続的に確保していくための入札契約制度の改善についてでございます。具体的には、年間を通じて業者の工事量の平準化を図るために、除雪とそのほかの一般的な道路の維持補修といった業務を一括して発注をしたり、2年以上の複数年単位で契約をしたり、また、除雪の実施体制を安定的に確保していくことをねらいとする建設共同企業体（JV）を結成しやすくするといった、そういった内容を地域維持型契約方式と呼びまして、その活用を進めているところでございます。

そのほか、16ページでございますが、これは私どもでやっている調査でございますけれども、各地域に応じた克雪体制づくりの取り組みを実証実験的に支援いたしまして、その取り組み結果を他の地域に普及・展開を図っていくというための調査を実施しているところでございます。

次は、空き家の除雪についてでございます。

18ページでございますが、市町村による空き家除雪への対応について、まとめたものでございます。民間所有の空き家につきましては基本的には所有者みずからの責任で除雪などの管理を行うのが原則でございますが、所有者が不明であったり、所有者に管理の意思がないなど、適正な管理がされない空き家が発生しておりまして、大雪時に問題になっているところでございます。市町村では、平時から空き家の所有者を特定して、所有者の責任で除雪を実施させるような取り組みというものがまず必要でございますが、そういった取り組みをしているにもかかわらず、空き家除雪の対応が必要というような場合に活用

できる対策を下に整理してあります。

まず、図の左のほうでございますが、空き家の除雪を市町村が実施することにつきましては、災害対策基本法第64条の規定を根拠に、市町村長の判断で当該空き家に立ち入ることが可能でございます。また、災害救助法の要件に合えば、法に基づく障害物の除去として国や県が費用を負担することもできるということでございます。市町村によりましてはこういったことを十分ご存じない場合もあるということでございますので、その周知に努めているところでございます。

18ページの図の真ん中でございますが、除雪をするだけではなく空き家の除却が必要であるといったような場合につきましては、管理が不全な状態の空き家に対して市町村が除却などの措置命令や行政代執行が可能となるように条例を制定して対応するといったことが考えられます。この空き家の適正な管理を図るための条例に関しましては、19ページにございますように、ここ一、二年の間に多数制定をされてきてございます。20ページ、21ページにどのような規定があるかというようなことを整理しておりますが、空き家の適正な管理の実効性を持たせるために、条例の中に、氏名を公表するといったことのほか、補助金を交付する、あるいは行政代執行に関する規定を設けているという地方自治体もございます。

22ページでございますが、秋田県の大仙市では、今年1月に施行されました条例に基づいて、3月に行政代執行による空き家の除却が実施されたと伺っております。こういった条例の制定状況や空き家の除排雪等の取り組み事例につきましては、事例集をつくりまして豪雪地帯の地方公共団体に情報提供をしたところでございます。

23ページは、平時の取り組みでございますが、住環境の整備・改善を図るために地方公共団体が空き家の除却を行うといったような場合に活用できる事業でございますが、社会資本整備総合交付金によりまして国交省で支援をいたしております。

18ページに戻っていただきまして、18ページの図の右側でございますが、空き家が積雪により既に倒壊してしまっている場合の対応といたしましては、市町村の条例に基づく除却ということがありますほか、要件に合えば、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の対象とできたり、災害救助法の障害物の除去としたりすることが、可能なところでございます。

次は、雪冷熱エネルギーの活用促進についてでございます。

25ページをご覧ください。新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法で雪氷熱

は新エネルギーであると位置づけられておりまして、国として積極的に導入促進を図っているところがございますが、東日本大震災以降、その機運がさらに高まっているものと考えております。

26ページでございます。雪冷熱の利用に関しましては雪冷蔵や雪冷房という形で行われておりますが、特に農産物の雪冷蔵に関しましては、省エネルギーの効果だけでなく、例えば糖度が増すといったような品質の向上でありますとか、ブランド力の向上といったことの効果も期待をされているところがございます。

27ページでございますが、雪冷熱を活用する施設の整備は、毎年数カ所程度ではございますが、その整備が進んでいるところがございます。

次は、国の取り組みでございまして、28ページは公共土木施設への雪冷熱エネルギー導入施設に対する実証実験としての支援を行うものでございまして、国交省で今年度創設をしたものでございます。

29ページは、雪冷熱エネルギーの導入設備の整備に対する、資源エネルギー庁の補助事業でございます。30ページにこの資源エネルギー庁の補助金を使って整備した事例をお示しいたしておりまして、左のほうは雪冷蔵に使っておられます。それから、右のほうは雪冷房として冷熱を使っているということでございます。それから31ページは、青森市の事例でございますが、これは国交省のまちづくり交付金を使って整備をした事例でございます。

最後、冬期道路交通の確保に関してでございます。

33ページにまとめてございますように、直轄国道の管理につきましては、これまでは降雪時にもできるだけ通行止めはしないで交通確保を図っていくという考え方でございましたが、今後は、異常な降雪時に大型車の立ち往生などが発生した場合には、引き続き流入してくる交通による著しい渋滞というものを防止するために、早い段階で通行止めを行って、除雪作業を集中的に実施して、迅速に交通を確保するという考え方をとっていくということにしたところがございます。

また、道路管理者、道府県の警察等が通行止め措置をする区間やそのタイミングなどにつきまして、情報の共有や調整を図っていくということにしたところございまして、34ページでございますが、北海道開発局での道路除雪に関する関係機関連携の取り組みの状況でございます。

以上、資料3で、4つの見直し事項について、現状と国の取り組み状況などをご説明い

たしました。これらを踏まえて、基本計画の変更案を検討していきたいと考えているところでございます。

最後に、資料4をご覧ください。今後の予定でございます。本日の分科会の後、基本計画の変更案の作成をしていく作業を行いまして、10月ごろに次回の豪雪地帯対策分科会を開催し、その際には基本計画の変更案をお諮りしたいと考えております。そして、11月下旬には閣議決定をし、新しい基本計画を決定するという、段取りで進めていきたいと考えているところでございます。

資料の説明は、以上でございます。

【西村分科会長】      ありがとうございました。

先ほど梶原康弘特別委員がお見えになりましたので、ご紹介しておきたいと思います。

それでは、ただいま事務局から豪雪地帯対策特別措置法の改正内容及び22年度、23年度の大雪の課題等を踏まえた豪雪地帯対策基本計画の主な見直し事項等について説明がありました。これらについて、ご意見、ご質問を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

泉田委員、お願いいたします。

【泉田委員】      ご指名ありがとうございます。また、ご説明、大変ありがとうございます。そしてまた、豪雪法の延長、この場をお借りして、改めて御礼申し上げたいと思います。

幾つかあるんですけども、まず1つは空き家対策でございます。全国積雪寒冷地帯振興協議会という道府県と市町村でつくっている会があるんですが、その中でも、空き家対策、法制度の整備というのは、強く意見が出ております。意見には2つのパターンがあるんですが、1つは、つぶれそうな家の屋根の除雪をする際、他人の土地に勝手に入っているのかということです。民法上の事務管理で対応はできますが、行政職員はこれに慣れておりませんので、やはり行政代執行という形でやりたいということになります。ただ、これは公平感の問題もあって、空き家はただでやってもらえるのに、うちはやってもらえないのかという話も必ず出てきます。そうすると、求償するスキームとして、本来の持ち主にどういう形で請求をしていくのか、ということが問題になります。それに対しては少し消極的な意見が多く、国の補助金でやってもらえないのかという意見があります。そうすると通常の行政の仕組みに乗ってくるので、そういう声が市町村には多いというのが現実です。

もう1つは、先ほど屋根雪の処理に加えて除却の話もご説明いただいたんですが、つぶれてしまうと、道路に倒れてくる、隣の家にもたれかかるというような場合に、これは単なる屋根雪処理ではなく、財産を破壊するということになってしまうので相当シビアな話になります。ただ、ニーズとしては空き家を除却してしまいたいというのも結構強いということで、一つの考え方として、今後、市町村の考え方も取りまとめたいと思っているんですが、極めて危険であると認定されたものについては公費で撤去できるような仕組みが必要なのではないのでしょうか。特にどういう場合に困るかということ、おじいさん、おばあさんが住んでおられたところに、その子孫が都会に出てしまい、相続が起こって空き家になったケースが考えられます。この場合は、所有者が1人ではなくて、複数所有者相続という形になって、だれが自分の建物なのか、よくわからないような状況というのが生じるケースがあります。こうなると、周りに迷惑をかけるということが分かって、かつ危険ではあるけれども、求償する相手は誰なのかということが判然としないということになってしまいます。確かに固定資産税台帳等があって税金を取る仕組みはあるんですが、これは市町村ができる範囲を超えていて、大都市圏に出てしまった複数の所有者全部の合意を取りつけないと除却ができない、というのはたまらないという話があります。条例で対応できないことはないと思いますが、条例でやるには限界があって、国全体の仕組みとして除却ができる制度・仕組みをつくってもらえないかと、切実な声として上がっております。条例のご紹介、マニュアルということは大変ありがたいんですが、加えて、それぞれの自治体の枠を超えた除却の法制度、それから経費負担の考え方、これをぜひ制度化していただけないかと思えます。

それから、もう1つの問題は、公費を使って除却をすると更地になるので土地の価格が上がるということです。何もしない人が利益を得るというモラルハザードの側面があるので、制度設計、特に求償のスキームをどうしたらいいのかというところは悩ましい部分があります。国税庁に委託して、回収してもらおうのか、今までやったことのないスキームを考えないと回らないということになるので、この辺の制度設計も含めて、ぜひご検討をいただけないかと思えます。

それから、先ほどの冬期の交通確保の説明の中に入っていなかったんですが、豪雪になると、空港が閉鎖されてしまうことがあります。今年の豪雪は特にそうだったんですが、新潟空港は多くの閉鎖ということに追い込まれてしまいました。国交省も頑張っていたいて、除雪機械等、航空局でかなり整備をしていただいたんですが、それでも欠航

便数が多くなってしまいました。安全とのバランスが必要なことは十分わかりますが、新潟空港は国際空港ですので、信頼性が欠けると通常の飛行にも影響が及ぶということで、豪雪地帯の空港閉鎖問題については特別に考えていただけないかと、お願い申し上げたいと思います。

例えば新幹線は、お湯をスプリンクラーでまいて雪を融かすので、豪雪でも止まりません。空港でスプリンクラーでお湯をまいて融かせるのかどうかわかりませんが、電熱線で融かすのはどうかというのは少し検討してもらいました。ただ、飛行機が着陸するので電熱線を埋めるわけにいかないということになり、それではスプリンクラーで融かすような方式もあるのではないかとということでした。これはさらに研究が必要なものですから、ぜひとも国全体で豪雪地域の冬期の航空路の確保ということもあわせてご検討いただけないかと、お願い申し上げたいと思います。

最後に、雪冷熱についてですが、雪冷熱を改正豪雪法の中に盛り込んでいただけたということで、大変感謝をいたしております。一方で、東日本大震災以降、特に電力問題というのが国家的問題になっていますので、例えば首都直下型地震が起きても食料供給に滞りが生じないように、かつ電力をカットできるような形で、豪雪地帯の雪冷熱を使った倉庫を農水省でも検討いただけると聞いております。このような倉庫は北海道にあるというのは承知していますが、これを促進するようなスキームについて、農水省からは国交省と調整しないといけないということも聞いています。雪冷熱を利用した倉庫は地域の活性化にもつながり、高齢化が進む地域における食料供給安定という観点やエネルギーカットということも含めて、ぜひとも国交省としても政府全体で支援策を考えていただけると大変ありがたいなと思っています。データセンター等という考え方もありますので、各省にまたがる施策を取りまとめいただけると大変ありがたいと思います。

【西村分科会長】       ありがとうございました。

吉田副大臣がお見えになりましたが、今、泉田特別委員から3点ほどご指摘がありましたので、事務局に簡単に答えてもらってから、ごあいさつということでよろしいでしょうか。

【吉田国土交通副大臣】       どうぞ。

【西村分科会長】       それでは、事務局のほうで、今の3点について簡単にお答えください。

【山本地方振興課長】       まず、空き家のご意見がございました。市町村としては除却を

したいが、さまざまな課題があってできないので、国のほうで制度をつくってほしいというようなことは、法改正時にもいろいろご要望等の中でも出てきたところでもあります。一方で、国といたしましても、泉田委員がお話になったようなことについて、すぐに何か制度をつくるというのは、関係省庁等にもいろいろご意見を伺ったりした中でも、難しかろうというようなことをごさいました。そういった中で、豪雪法改正において空き家に関する配慮規定が入れられました、市町村での条例制定などの動きが起こっていることに対して、地方公共団体がそういうことでお困りになっているという状況をよく踏まえたうえで、国でも支援をさせていただくべき、ということが、配慮規定が設けられた趣旨であると考えています。

それから、空港につきましては、航空局にお願いしたいと思います。

**【航空局】** 航空局でございます。先ほど泉田委員からご発言いただきましたように、平成22年度の大雪により、新潟空港につきましても欠航が相当多かったというようなこともありました。それを受け、23年度に新潟県も含めて対策会議を設立し、対応について検討をさせていただき、除雪車両の高性能化等の対応を行いました。23年度も雪が多かったのですが、一定の成果は出たと考えております。そのほか、凍結防止剤の散布方法や、除雪のために待機する方法など、いろいろ試行しており、改善は見られているとは思いますが、泉田委員がおっしゃったように、空港の公共性といえますか、定時性の確保というのは重要な課題だと航空局としても考えておりますので、ご提案のあった地下水の利用やロードヒーティングなど、いろいろ課題はありますが、こういうことについても検討をしていきたいと考えております。

**【泉田委員】** よろしく申し上げます。

**【山本地方振興課長】** それから、雪冷熱の活用を省庁横断的に検討することについてご指摘がございました。それについては、データセンターをつくった際にその施設に雪冷房を整備するということに対する補助制度などは用意しているところでございます。現在の基本計画の中にもそういったことを少しは記述をしているところでございますが、現行のものではやや調査研究のところに重点を置いたような書き方になっておりますので、ご指摘のあったようなことも踏まえて、基本計画にどういった記述ができるか、検討をさせていただきたいと存じます。

**【泉田委員】** ありがとうございます。

**【西村分科会長】** それでは、お待たせしました。吉田副大臣がご到着になりましたの

で、一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【吉田国土交通副大臣】 遅れまして申しわけございません。今日は国会のほうで委員会が開かれており、ちょうどこの時間に当たっておりましたので、ごあいさつがおくれています、申し訳ございません。

本日は、知事、国会議員の皆様、それから有識者の皆様方、本当にお忙しい中でお集まりいただきまして、ありがとうございます。今まで白熱した議論をされているとは思いますが、論点は、今年も多かった大雪の被害について、それから、高齢化・過疎化が進む中での除雪の担い手という部分だと思います。そして、近年の新たな問題は、今、説明にもあったように、空き家の問題が過疎化・高齢化の進展とあわせて出てきているということ、そして、とりわけ大きな問題を引き起こしたのが、道路の閉鎖の問題でございます。それぞれ、今回ご議論いただかなければいけない大きな4つのポイントであります。また、豪雪地帯対策特別措置法が本年改正をされ、今、私が申し上げました4点のポイントもこの法案に盛り込まれましたが、泉田委員のお話にもございましたように、雪というエネルギーをどう使うのか、捨てる終わりではなく、どう活用していくのかということも検討していかなければなりません。

今日は、こうして皆様方にお集まりいただいて、ぜひとも議論を深めていただき、豪雪地帯対策基本計画の見直しの方向性というものを議論いただければと思います。今日は各省庁から事務方も来ておりますので、限られた時間ですけれども、すでにいろいろなご質問も起こっているようでございますので、もっともっとご議論いただきまして、今年の冬期の雪について、少しでも対応が怠らないように、皆様方のお知恵、ご意見を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げると同時に、毎度のことで申しわけございませんが、こういう役目をしておりますので、皆様のご意見を聞きたいと思いつつながら、次々と追いまわられておりますので、その辺はご理解をしていただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【西村分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続いて議論をしたいと思つています。ご意見いかがでしょうか。

對馬委員、お願いします。

【對馬委員】 今お話のありました空き家に限らず、基本計画の全般にかかわることですけれども、1点目として、高齢者を活用することが必要だと思つています。年を重ねても元氣な高齢者は多くいるわけで、そういう人たちが働きたいというときに働けるような環境、

システムをつくって、日本の国力の回復につなげていけたらいいのではないのでしょうか。

2点目は、今までの雪のことが議論されていますが、雪が降るときは寒いわけで、その寒冷というのもまた重要なエネルギー源だと思います。この基本計画の中に「寒冷」という言葉は幾つか出ていますけれども、もっと広く活用したらいいと思います。そして、前回の分科会でもお話ししたんですが、寒冷は作り出すことができます。例えば、放射冷却という、太陽から地球に降り注ぐエネルギーと同じエネルギーが地球から宇宙空間に出ており、それを効果的に引き出す方法があります。そのエネルギーは、例えば、福島の子力発電所にたくさん保存されている汚染水をいかに減容化するかと、そういうものにも使えるわけです。凍らせて、その氷を排除すれば純粋な水が分離されますので、そのようなことはいろいろなところに活用できます。雪だけではなく、そういう寒さの利用というものにも目を向けてほしいと思います。

それから、3点目ですけれども、泉田委員からお話ありました空港の確保について、これは空港だけの問題ではなくて、航空機の側にも問題があると思います。航空機が空港に近づいても、視界が確保されないために引き返してしまうということが多々あります。例えるならば、地吹雪の中で視界のないところを自動車が走らざるを得ない、そういう問題もあるわけです。それをどう解決するかというのは、飛行機の運転席の側から周囲を視認できる、電波眼鏡というようなシステムの導入が必要なんだろうと思います。

以上3点、とりあえず話しておきます。

【西村分科会長】      ありがとうございます。高齢者の活用、寒冷エネルギーの活用、視界の悪いところの電波眼鏡の活用。この3点についてのご意見ということでよろしいですね。

【對馬委員】      はい。

【西村分科会長】      ありがとうございます。

それでは、ほかにかがでしょうか。沼野委員、お願いします。

【沼野委員】      実は、私は13日に山形県の豪雪対策基本計画の見直しの第1回目が始まった席に出席しておりまして、そのときに考えたことを少しお話しさせていただきたいと思います。山形県の場合は、たしか平成6年に第1回の計画を立て、その後、平成18年まで十何年そのままで来たんですが、18年の豪雪を踏まえて、その後2回ほど見直しをして、またさらに今回見直しをするということです。これは、先ほどもお話のあった2年続きの豪雪で過去最高の人的な被害が出たことに対する危機感によるものです。私とし

ては、前からかかわってきた人間として、以前の計画が不十分だったからまた見直しが始まっているということだと思いますので、ちょっと忸怩たるものがありますが、そういう意味では山形県は大変な危機感を持って、県独自の計画を今つくろうとしております。

その中で感じたことなのですが、今回の国の基本計画の見直し、あるいはその前の豪雪法の見直しについて、10年たった部分を見直していろいろな新しいものがでてきたわけですが、そのとき背景にあったものが、今日のご説明にもあったように、最近、以前にも増して人的な被害、特に高齢者が除雪中に事故に遭うという形で増えてきて、かなり危険な状態になっているという認識であったと思います。ただ、今回の見直しの方向を見ますと、人命を失うこと、あるいは人的被害が出ることに對して、具体的、直接的な対策というのがあまりないような気がします。もちろん共助を進めていくということは回り回って人的被害の軽減にもつながるわけですが、これは新潟県あたりでもだいぶ進めておられると思うことで、例えば命綱を普及していくにはどうしたらいいかというような、具体的な、本当に人命を救助する部分の取り組みについて少し触れていただく必要があるのではないのでしょうか。具体的な支援策といいますか、そういうものも入れていただくということが、欠けているとは言いませんけれども、ちょっとはつきりしていないのではないかという気がいたしました。

それから、そのときの議論の中で感じたことの2点目は、実際には雪国の中にも地域性があるということです。同じ山形県の中でも、例えば作業用の除雪機械を貸し出す制度というのはあちこちで行われていますが、都市部ではオペレーターが不足して困っているところもあり、一方、別の地域では借りる人がいないので調べてみたら、みんな家庭用の除雪機械を持っているというようなどころもある。そのような状況のため、制度が必ずしもうまく働いていません。もちろん非常にうまく働いている、先ほどの説明で例に出ていた朝日町のようなケースもありますが、一律の対策ではなくて、交付金のような形で何に使うかは地域に考えてもらい、それを通していわば「新しい公共」のような形で地域の自治力を高めてもらいながら、地域性に応じた対策をしていくといった工夫が必要なのではないのでしょうか。

それから、3点目として、空き家の問題ですが、本当の最終段階には除却といった痛みを伴うことをやらないといけないと思いますが、一方で予防ができないかとも思います。例えば、これから先、人が住まなくなりそうな家というのは大体わかると思うので、まだ人が住んでいるうちに地域で話し合うことが大事なのではないのでしょうか。将来そこが空

いたり、あるいは除却されたりしたときに何に使われるか、例えば雪捨て場にするとか、地域にとって有効な使い方を、家の持ち主と一緒に地域で考えることで、リバースモーゲージに近いような形で、新しい価値を生むことになります。その価値というのは、更地にして売ってもうけるという価値ではなく、地域のためになるという意味の価値をみんなで合意することで、そこに少しお金をつぎ込むということもできるかもしれません。今、そういう予防医学的な対応を一方で考えていかないと、対症療法だけで考えていては、どんどんひどくなっていくような気がします。

それからもう1つ、建設業者の力が大分なくなってきたというお話がありましたが、これも山形県の会議でも業者の方が出席されて実態をいろいろ報告されました。その中で印象的だったのは、冬、雪おろしの依頼が来ても対応できないということが最近すごく出てきているということです。これは、雪の多い地域は冬の間は特に仕事がありませんので、震災の復旧作業に作業員が行ってしまっているというようなこともあるらしいのですが、それがなくても冬の間は出稼ぎに近いような形でいなくなっていて、もともと作業員の確保が困難になっており、二、三週間待ってもらわないと雪おろしをしてあげることができないということです。それがまた事故にもつながる危険があると思いますが、こういう中で、ある業者さんから、複数年契約や先ほどの地域維持型の契約みたいな方策を求める声もありました。ですから、これは時宜にかなった方向かと思っておりますので、ぜひしっかり進めていただければありがたいと思っております。

以上です。

**【西村分科会長】** ありがとうございます。4点ありましたけれども、人的被害の具体的対策、地域性に考慮した交付金等の施策、空き家対策、そして建設業者の問題ですが、何か事務局のほうで答えられるものはありますか。

**【山本地方振興課長】** 人的な被害防止のための具体的な言及というのは、現在の基本計画の中にはそういう記述があまりされていないというのは、確かにご指摘のとおりだと思います。雪処理の担い手の確保といった記述は充実をさせる必要があると思っておりますので、ご指摘のあったようなことを検討していきたいと思っております。

**【西村分科会長】** 空き家の問題は、豪雪地帯だけじゃなくて全国的にいろんな苦勞をされているので、その意味ではいろんな議論が各地の条例をつくる中で行われていると思っておりますので、そういう情報も集約されると、知恵が出てくるんじゃないかと思っております。

**【沼野委員】** 資料3の23ページに記載がございますが、こういう事例も踏まえて、

予防的な措置についてもご検討をお願いしたいと思います。

【西村分科会長】 五十嵐委員、お願いいたします。

【五十嵐（由）委員】 今ほど沼野委員がおっしゃった人的被害というところについて、国の基本計画にどれだけ具体的なものが書けるのかというのがわからないので、ご検討いただけたらと思ってお話しさせていただきます。事故によって亡くなった人について細かいところまで見ると、今年と去年との違いは、新潟県では実際にそうなんです、屋根から落ちて亡くなった人よりも、道路の除雪とか、落ちた雪を処理しているときに、屋根から落ちてきた雪で亡くなった人が結構多く、今回の資料2の6ページにもありますけれども、落雪等による死者がどちらの年代も増えています。そういう意味では、落雪への対応というのがどういう形でできるのかというのが一つの課題であると思っております。ある人はヘルメットをかぶったらいいいと言うんですけれども、ヘルメットはどこに行ったら買えるのか、という問題もあります。スコップはどこの家にもあるのですが、ヘルメットは山のほうでは売っている場所もあまりないし、また、そもそもヘルメットをかぶって除雪をするという意識があまりないわけです。新潟の委員会でも、屋根の形状によって、この場所は危険ですよとか、そういったことがあらかじめ示せるような対策ができるといいという話もありました。非常に細かい話ですけれども、このような防止という観点でこういったことをここに盛り込めるのかということをご検討いただけたらありがたいというのが、人的被害との関係で思いました。

それから、雪冷熱利用ということに関連して、産業と結びついた事例はわりあいあるかと思いますが、一般の個人住宅で雪冷熱利用を行うというのは、経費もかかったりするのであまりできないわけです。その中で、豪雪地帯で問題となっている高齢者のみの冬期の居住形態について、集住という方法が実際に行われていますが、そのときに雪冷熱利用と冬期の居住をドッキングさせた形のもので新たな雪国の生活のスタイルとして提案できるような、そういう仕組みが考えられるのではないのでしょうか。これが基本計画に適する内容かどうかわかりませんし、それぞれ地域の条例等で入れる課題なのかもしれませんが、そのように思います。

というのは、新潟の委員会でもまとめたものを知事に報告しましたときに、その模様がテレビで放送されました。それを見たいろいろな人が、理屈では共助のために集まって住めばいいということはわかるけれど、やはり自分の家を離れたくないとか、雪が降っていても、隣の家と何十メートルも離れていて、そんなに助け合うことなんかできない、まず自

分の家を雪をどかさなきゃいけない、共助なんてきれいごとじゃないか、というような話をされていました。そのようなことを何とか改善する道はないのか、また、基本計画に盛り込むのがきれいごとにならず、もう少し実態に合った内容を国の施策として提案できたらいいのではないか、という思いを話させていただきました。

【西村分科会長】 何人かご発言していただいて、後でまとめてお答えいただきたいと思います。

それでは、菊田委員、お願いします。

【菊田委員】 皆様、お疲れさまです。大変申し訳ありませんが、この後退席させていただきますので、一言、意見を申し上げたいと思います。

まず、総論として人口減少社会という本当に深刻な問題がありまして、昨年1年間だけで日本全体で人口が26万人減少し、毎日700人ずついなくなる社会を迎えたわけがあります。豪雪対策というのは今まではどちらかというと地域の自治体にお任せをし、また地域の自治体が非常によく機能していたのでできていたというところがありますが、これからはそれが根本的に立ち行かなくなっていくという前提に立って、やはり行政が、市であり、県であり、国が、今まで以上に前面に立ってサポートをしていく必要があると思います。

それから、空き家対策について先ほど泉田委員が発言をされた中で、所有権等々の課題を乗り越えないと、いつまでたっても自治体ではなかなか対応できないということですので、これはいろんな省庁が関係してまいります。私は、ある程度、行政の判断できちんと対応できるという制度をつくっていく必要があると思っております。

それから、建設業者の問題について、建設業者は、冬の間、除雪をすることによって収入を得ることができるわけですが、他方、暖冬が続いた場合はこれが全く維持できないということがあります。したがって、暖冬のときの建設業者へのバックアップというか、対策をどのようにするのか考えていく必要があると思います。

それから、最後に、利雪、雪冷熱エネルギーの活用ということについて、これまでもいろいろ取り組んでいただいておりますが、私はまだまだ非常に不十分だと思っております。今回の基本計画の見直しに当たっては、今、いろんなエネルギー問題等々ありますが、例えば、北海道の雪が南の地域の公共施設、学校、運動場などの公共施設で夏場に使われるというようなすばらしい活用の実例を、ぜひこの日本で、どんどん積み上げていく必要があると思っております。それは単に建設するときに補助金を出すというようなことだけ

でなく、管理、運営など、実際の運用の中でも必要な経費がかかってくると思いますが、そういうものをいろいろ克服しながら、今までの研究とか実証を踏まえて、これからどんどんそれを活用して成功させていくという、事例を積み上げていただきたい。ぜひこれを大きな目玉にして、一生懸命旗振りをしていただきたいと思います。

以上です。

【西村分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、梶原委員、お願いします。

【梶原委員】 私も、本当に恐縮でございますが、ちょっと遅れて来て、この後また失礼したいと思います。

基本計画に盛り込むような内容かどうかわかりませんが、思いつくところを少しお話しさせていただきたいと思います。豪雪の問題というのは、過疎化、高齢化、人口減少、そういう問題に行きつくだらうと思いますが、特に除排雪の問題が起こる地域は、高齢化や人口減少など、それこそ都会で定年を迎えて帰って、60半ばで若い衆と言われるような、そのような地域なんです。また、そのような方々が頑張っておられる、農業の6次産業化や森林整備の場において、自治会とか、農業の生産組合などの組織がいろんな活動の基盤になっていて、そこを強化して育てていく、それによりそこが地域の暮らしを支えていくということにしていけないと、とても地域を維持できません。ですから、あまり縦割りで国交省の云々といわずに、その地域、コミュニティーを育てることが本当に重要だと思います。

空き家についても、これは本当に大変な問題だと思ひまして、公共の福祉と所有権の関係もありますが、これから人口減少が進んで空き家があちこちに並んで、それまで街だと言われていたところも、ひどいところは3分の1ぐらい空き家になっている現状があります。空き家の活用ということを含め、それをどういう考え方で、どういうスキームで処理をしていくかということを考えなければいけないと思います。

それから、交通の問題について、兵庫県の北部の但馬や丹波は、豪雪地帯といっても新潟とか山形に比べると大したことないとは思いますが、私が住んでいるのは丹波の篠山というところで、山間部にあつて坂道が多いのですが、大阪から小1時間で行けます。そのため、大阪の人は何げなくノーマルのタイヤで出かけてみんな立ち往生してしまい、朝になるとあちこちで車が田んぼに突っ込んでいます。新潟へ行くのにノーマルの車で行こうなんていう人はいないと思いますが、私らのところみたいに雪が少ないところは、

本当に無責任というか、考えなしで都会の人がみんな平気でノーマルの車で来て、勝手に田んぼに突っ込むだけならいいのですが、そこでは子供が通学しているかもしれない。ですから、私は、これは運転者のマナーというより義務として、そういう冬場にどういう対策をするのかということをもっと法的なところまで考えていかないと、多くの犠牲者を生むことになるんじゃないかと思います。

【西村分科会長】      ありがとうございます。

今、3人の方から発言していただきましたけど、このあたりで事務局のほうから何かありますか。

【山本地方振興課長】      五十嵐先生から、屋根から落ちるだけではなくて、落雪で被害に遭われるというのも増えており、そういったことの防止策というお話がございました。確かに、22年度と23年度の事故の分析をいたしますと、おっしゃるとおりでございます。先ほど資料の説明の中で事故防止のためのチラシをつくったと申し上げましたが、先生がお話になったような、屋根の下に入らないで、というような趣旨のことも盛り込んでおります。そういうものを地方公共団体にお配りをしてお使いいただくというような取り組みもすでに行っており、基本計画の中にこういった形で書き込むのかというのは、少し検討をさせていただきたいと存じます。

それから、集住する際に雪冷熱エネルギーの活用を、というようなお話がございましたが、冬にまとまって住んで克雪をしていこうという取り組みについての実証実験的な支援を行っているところでございまして、雪冷熱利用のところにどのぐらい支援できるかというのはちょっとわからないですが、成功事例をつくっていくという取り組みに国としても尽力していきたいと思っております。

菊田先生、梶原先生からご指摘いただいたことについては、ご意見として承って、また検討をさせていただきたいと存じます。

【西村分科会長】      ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、何かあれば。北村委員。

【北村委員】      前回の基本計画の改正のときに、私は、その目的の中に、雪国は安全で安心な食料の供給地である、という文言を加えていただいた経緯がありました。今、人命にかかわるお話がございましたけれども、豪雪地帯には原発関係の施設の立地が非常に多うございます。それを踏まえて、雪氷に閉ざされた時期の生命の危機管理のあり方という

のが大きくとらえられるべきと考えます。防災については、「消防防災施設等の整備」の中に「大規模地震等に対する防災体制の強化に努める」という文言がございますけれども、昨年、大雪プラス地震プラス原発の事故というものもございましたので、これをきっちりとりとえておく必要があるのではないのでしょうか。青森県の男女共同参画推進協議会の会長をしている関係で女性たちの集まりをよく開くのですが、青森県の立地で、特に下北半島のマグロの大間の漁業関係の女性が集まると口にするのが、道路が1本しかないので、何かあったときには海から逃げるのだという想定のもとに原発を受け入れている。冬に何かあったとき、冬の港というのは一体どうなって、冬に船が着岸できるのか、どのぐらいの大きさなのか、ということも女性たちが本当に心配しております。その辺も、自治体の長が準備すべきことなのかもしれないのですけれども、ぜひあらかじめ想定される事態に対して早期に準備を整えておくことの必要性を大きく位置づけていただきたいと願っております。

それから、冬期の道路交通の確保について、毎回、見直しをしていただいて、冬の雪道の走行は非常に楽になりました。前回の会議でも、高速道路が見違えるようになって、ナトリウム灯がすっかり整備されて、地吹雪が大変なところもナトリウム灯のおかげで安全に走れるようになり感謝していると申し上げました。しかし、青森県全土を見ても、下北半島ではこの2月、大雪と暴風雪による交通障害により、長いところで19時間半ぐらい自動車立ち往生しました。そこには直轄の国道4号線も入っています。他に7路線で10区間もです。たぶん、気圧の関係なのか、地吹雪の常習地帯というところはいつも決まったところなんです。電気を節約しましょうというときにはございますけれども、そういうところにちょっとしたナトリウム灯のような明かりがあると大分救いになるのではなかろうかと感じております。細かいことですが、例えば国道でも、交差点のところというのは毎年すり減ってすり鉢状になるんですが、そういうところの勾配であるとか、カーブであるとか、形状であるとか、少しずつ改良や修正がされておりますが、道路の見直しの一層の進展を望むものでございます。

それと、下北半島で今回は19時間半、400台以上の車が難儀をしたことを見て思いましたのは、たしか北海道にはスノーシェルターがあって、稚内の友人たちは、地吹雪で家に帰れないときは、シェルターに車ごと入って泊まるのだそうです。そこには有線の電話も準備されていて、連絡がつくようになっていたとのこと。土地をはじめ、様々な条件下で、設置できるかどうかわかりませんが、冬に幾度も暴風雪や地吹雪が起こる地域

に簡便なものでもスノーシェルターを設置していただくようなご検討はいただけないかと、強く感じているところです。

最後に情報のことについて、例えば道路が今は走れませんというときに、公共の放送を通じて、通行障害の状況や復旧状況のようなもの、NHKで地震情報というのがテロップで流れますが、ああいう感じのものを地方版でできないものかと思っております。例えば、今年の冬に弘前市で除雪用の命綱と黄色いヘルメットを市民に貸し出したということがあったのですが、NHK青森放送局が繰り返し、命綱とヘルメットをつけてくださいという注意喚起について相当なボリュームで呼びかけを繰り返しておりました。公共放送のメディアの力というのは大きいと思っております。

以上です。

【西村分科会長】      ありがとうございます。

それでは、木村委員、お願いします。

【木村委員】      豪雪への対応には自助・共助・公助などいろんな対応はありますが、どのような形が望ましいのかというのは、地域、地域でおそらく違うと思います。自助・共助が準備できているところもあれば、公助まで行かなきゃならないところもあるし、それぞれだと思います。そういう意味で、地域全体の除雪の担い手を含めた処理の全体像を迅速につかむということが大事だと思っております。その対応がないと、それぞれがばらばらになってしまいます。要するに交通整理しなければならないと思いますが、そういう意味では、資料3の11ページの参考資料、新潟県における雪処理担い手確保スキームについて、こちらを大変興味深く見させていただいて、これが効果的に短期間にできるのであれば、すごくいいことなのではないかと思いました。いずれにしても、地域ごとに対応した除雪の担い手をどうつくるかということについて、個別に行うことと、全体をとらえることの必要性、それを全体調整する組織をちゃんとつくるということは、非常に大事なことだと感じました。

あと、これは今年の法改正とは直接関係ないとは思いますが、雪対策で交通ということ考えたときに、自動車ということはありますけれども、もう一方で歩行者についての除雪の問題があると思います。歩道の除雪はいろいろ頑張っているとは思いますが、すけれども、特に、最近思いますのは、街中で、例えば、今まで商店街の上屋がかかっていたものが、ちょっと老朽化したのでこの際撤去しようとか、商店の軒数が減ってきて維持管理が大変なので撤去しようということが私の身近なところでも結構あるので

すが、雪対策ということ言えば、安心して歩くためには、下の雪を取り除くこともそうなんですが、上から降ってくるものを防ぐということは大事なのではないかと私は思っております。特に最近、雪がふぶいている中を、買い物難民といいますか、重たい荷物を持ってとか、車を押して歩いておられる高齢者がいらっしゃるの、単に買い物が目的だけではなくて、外出していろんな社会活動をしたいというふうなことだと思っております、そういう意味では降雪を気にせずに出出できる環境というのは日本の都市としてこれから整備していかなければいけないと感じています。特に、例えばバリアフリー新法で法律が改正されたときに、やはり通路というのは大事で、通路にも屋根をかけましょうということが出てきたのですが、歩道であったり主要な道路でも構造的にいろいろ難しいところや、財政的に難しいところはあるんですが、傘を差さずに気楽に出出できる、街中を散策できるというような環境を、長いビジョンになるかもしれませんが、そういう都市のあり方、中心部のあり方というものに対する問題意識を思っております、歩行者のための環境をどう整備していくかということもやはり大事なのではないかと感じたところです。

以上です。

【西村分科会長】      ありがとうございました。

最後になりましたけれども、長島委員、お願いいたします。

【長島委員】      長島です。お疲れさまです。知事が来ているので、私は来なくてもよかったかなと思っておりますが、村長だったときのことを思い出して少し話をしようかと思っております。

私のふるさとは、私が生まれてから一番多い積雪が7メートル40センチで、1カ月間停電するような地域です。当時は人もいっぱいいて、何とか重機に頼らずに自分たちで雪おろしをしたりして暮らしてきましたが、高齢化が進んでくると、雪おろしができなくて、人に頼らざるを得ません。それが少し過疎を進捗させているようなところがあると思います。去年も今年も残念ながら雪おろしの際に雪の下敷きで亡くなる人が多いところを見ているんですが、私のところはおかげさまで昭和50年代から屋根の雪おろし等で亡くなった人は一人もいないんです。それは、やっぱり親から子への伝承ということだと思っております、大事なことは全体で雪おろしをしてくれるボランティアや業者の人たちにきちんとした教育をすることではないでしょうか。どこの範囲までが雪が落ちてくるかわからない、あるいはどこが滑りやすいということがわからないと、なかなか雪下ろしができないと思います。以前にも申し上げましたが、雪おろし作業主任者というのが昔あって、今はそういう

資格はないそうですが、実は私はその免許を持っているんですが、そういった教育をきちんと施すことが、雪のことを知るということが、大事なことなのかと思います。

私はこの豪雪地帯特別措置法の改正の真っ只中にいたものですからあまり余計なことは言いたくないと思いますが、実は雪を全然知らない人の発言が意外と雪国に大きな効果をもたらしてきました。昭和30年代に豪雪で長岡の大手通が雪でふさがっているときに、長岡駅に鹿児島先生がおり立って、「何だ、道路は車を通すためにあるんじゃないか」って言ったんだそうです。それで大々的に機械除雪が始まったということがあるんだそうです。そういった雪国でないところの意見も少し聞く必要があると思って聞いていました。

空き家対策について、私も泉田知事からいろいろ話を聞いてこの法律の中に少し入れたんですが、最後はやっぱモラルハザードというところをどこに引くかということを考えてなきゃいけないと思います。私は、ふるさとUターン運動というのをやっておりまして、60歳で東京での現役を退いたら、とりあえず親御さんの住んでいるふるさとに帰ってきたらどうか。60歳だって現役世代として、場合によってはさらに10年か15年、現役で過ごせるのであれば、雪おろしに参加をしたり、畑づくりに参加をしたりするため、帰ることに対して少し奨励してあげたらどうか、場合によっては補助金を出してあげたら、空き家も少しなくなったりするんじゃないかということを考えています。どこに考えろとは言いませんが、ぜひ受けとめていただきたいと思います。

もう1つ、エコカー減税というものがありますが、それは確かに自然に貢献するので減税はいいんだけど、雪国の人にとってはほとんど四駆の車でないと機能しないので、エコカー減税を受けられません。四駆の車にスノータイヤを買って雪国は過ごさないと、さっき言われたように交通大渋滞を招くということになります。雪国の道路を守る、命を守るという観点から、エコカー減税の反対になりますが、昔は、自動車税を12分の2か何か減税していたはずで、そのため豪雪地帯に、四駆減税じゃないけど、そういうのも少し考えてあげたらどうかと、個人的には思っています。

余計なことを言いました。どうぞよろしくお願いします。

【西村分科会長】      なかなかユニークな意見が出てきました。

これで全員の方に発言をいただきましたが、何か事務局のほうでお答えすることはありますでしょうか。

【山本地方振興課長】      北村先生からは、大規模地震時の安全の確保ですとか、道路交通の確保の問題、それから、情報提供の問題、課題といったことについて、ご意見をいた

だいたと思います。

また、木村先生からは、街の中での歩行環境の整備・確保といったような観点のご意見をいただきました。

長島先生からは、除雪する人に対する教育の必要性の問題、また、空き家についてはモラルハザードの問題等のご指摘があったかと思います。

基本計画改定に向けましては、今いただいたご意見の中でこういったものが入られるのかというようなことを、関係する省庁といろいろ調整をいたしまして、次回までに変更案をつくってお諮りをさせていただくように、準備を進めさせていただきたいと存じます。

【西村分科会長】      ありがとうございます。

全員の委員の方々にご発言いただきましたけど、なおご発言があれば、お伺いしたいと思います。

対馬委員。

【対馬委員】      資料3の14ページに、はしごからの転落や屋根から滑り落ちるなどの図がありますが、これは、例えばはしごの両脇に手すりをつけるとか、私の祖父は屋根に滑りどめをつけていましたし、そういった滑りどめを簡易に取りつけて、その後で除雪をすれば、転落は防げると思います。そういった除雪の安全対策というか、そういう配慮も必要ではないかと思います。

それから、木村委員の言われた、歩行空間の確保について、日本はまだ貧しいから、例えばスカイウェイシステムや地下道など、雪に全く左右されない歩行空間、そういうものはまだ取り入れるには早いのかと思ってはいますが、将来的にはそういうシステムを導入していくべきじゃないかと思います。

【西村分科会長】      ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。北村委員、お願いします。

【北村委員】      長島先生がいらっしゃるので、ぜひ機会があったらお話ししていただきたいと思うことが一つございます。農水省の新任の職員さんは、全国に散らばってホームステイして農業体験というのを、多分今もなさっていると思います。しかし、国交省の職員さんたちが、というか地域振興課の方々は雪国出身の方も少ないようなので、雪国にホームステイして、雪国の、本当に幸せな部分もありますが、苦しい、難儀をしている部分というのを体験できる機会はなかなか少ないと思います。ですから、農水省の職員さんのように、1カ月とは申しませんが、冬の間だけでもちょっとご体験をしていただいたほ

うが、いい施策ができるのではないのでしょうか。要らないことではございますが、お願いいたします。

【西村分科会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

たくさん意見が出ましたが、先ほどの今後の予定にもありますが、もう一度、10月下旬にこの分科会を開くということでもありますので、そこまでにいろいろな形で豪雪地帯対策基本計画の見直しを進めていただき、またその段階でご確認いただきたいというふうに思います。次回、第5回の分科会は、今申し上げましたように秋に予定されているということですので、よろしくお願ひしたいと申ひます。

それでは、議事にはその他とありますが、ほかにご意見等ございますでしょうか。どうぞ、泉田委員。

【泉田委員】 昨年なんですけれども、道路交通の除雪費を一昨年と比べて増やしていただき、大変感謝をいたして申ひます。一方で、2月以降の降雪があったので、締め切り以降が増えてしまい、結局、交付率が50%ぐらいにしかならなかったということ申ひます。試算をしてみました申ひますが、去年、予備費を全国で50億の用意をしていただきました申ひますが、多分150億ないと見合わないのではないかと申ひました。特に財政力の弱い市町村等を中心に、予算が心配で除雪に入れなくなってしまうという事態がある申ひので、ぜひ豪雪が予想される時は余分に予備費等を用意していただけると大変ありがたい、というお願ひでございます。

【西村分科会長】 ありがとうございます。

ほか何か、その他でありますか。よろしいですか。

それでは、ないようでしたら、これで終了したいと申ひますが、本日の議事の概要につきましては、速やかに公表したいと申ひます。よろしくお願ひ申ひます。

最後に、小島国土政策局長より、一言ごあいさつをいただきたいと申ひます。

【小島国土政策局長】 どうもありがとうございました。閉会に当たりまして、一言、お礼のごあいさつを申ひ上げ申ひます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、当分科会にご出席いただき、長時間にわたりご審議を賜りまして、本当にありがとうございました。

豪雪地帯対策基本計画の見直しにつきましては、貴重なご意見をいただきました。今回の法改正の柱であります、担い手の確保、空き家の問題、雪冷熱エネルギー等に加えまし

て、さまざまなご意見をいただきました。これから事務的作業を進め、関係省庁と連絡作業も進めまして、先ほど予定の中でご説明いたしましたが、10月中旬ぐらいに基本計画の見直しの変更案をもってご審議をいただきたいと考えているところでございます。

今後とも皆様にはご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、最後のお礼のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【西村分科会長】      ありがとうございます。それでは、以上をもちまして国土審議会第4回豪雪地帯対策分科会を閉会したいと思います。ご協力、どうもありがとうございました。

— 了 —